

行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する 再教育について（たたき台）

1 再教育の目的

行政処分を受けた保健師・助産師・看護師について、職業倫理及び一定の知識や技術を確認させることにより、国民の医療への信頼を確保すること。

2 再教育の対象者

戒告処分及び業務停止処分を受けた全ての保健師・助産師・看護師、並びに免許取消し処分を受けた保健師・助産師・看護師で再免許を受けようとする者。

3 再教育の内容等

(1) 再教育は団体で行う研修（「団体研修」）と個別に行う研修（「個別研修」）の二通りの方法で行う。

① 団体研修では、保健師・助産師・看護師としての職業倫理及び医療安全について研修を行い、全ての対象者が受けることとする。

- 戒告の場合 : 1 日程度
- 業務停止の場合 : 2 日程度

② 個別研修では、技術の安全を確認するための研修及び被処分者の処分事由に関連する内容の研修を行い、業務停止以上の者が受けることとする。

- 戒告の場合 : 不要
- 業務停止 1 年未満の場合 : 20 時間程度の研修（案 1）
課題研究及び課題論文（案 2）
- 業務停止 1 年以上 2 年未満の場合 : 80 時間程度
- 業務停止 2 年以上の場合 : 120 時間程度

参考：医師・歯科医師の場合

- ・ 業務停止 6 月未満の場合 : 団体研修 2 日と課題研究及び課題論文 1 本
- ・ 業務停止 6 月以上 1 年未満の場合 : 団体研修 2 日と課題研究及び課題論文 2 本

4 再教育の実施時期

- (1) 団体研修は、戒告や業務停止1月等の短期間の処分者が対象となるため、行政処分後1月以内を目途に開催する。
- (2) 個別研修において行われる見学やシミュレーターを用いた研修については業務停止期間中に行い得るが、保健師・助産師・看護師業務を伴う研修については業務停止期間が終了した後においてのみ行い得る。
- (3) 刑事処分が執行されている最中の者の再教育は、当該処分の終了した後に実施する。

5 再教育の提供者

- (1) 団体研修は行政関係機関あるいは医療関係団体等が行う。
- (2) 個別研修は原則として厚生労働大臣が指定した行政関係機関あるいは医療関係団体等で行うが、被処分者が所属する医療機関等で行うことも可能とする。
- (3) 個別研修における助言指導者は、指導を行うのに必要な知識・技術を有している者で、厚生労働大臣が指名する。
- (4) 個別研修の計画書は、助言指導者の支援を得て被処分者が作成し、厚生労働大臣へ提出する。厚生労働大臣は計画書の内容が適切でないとは認めない場合には、内容の変更を命じることがあり得る。

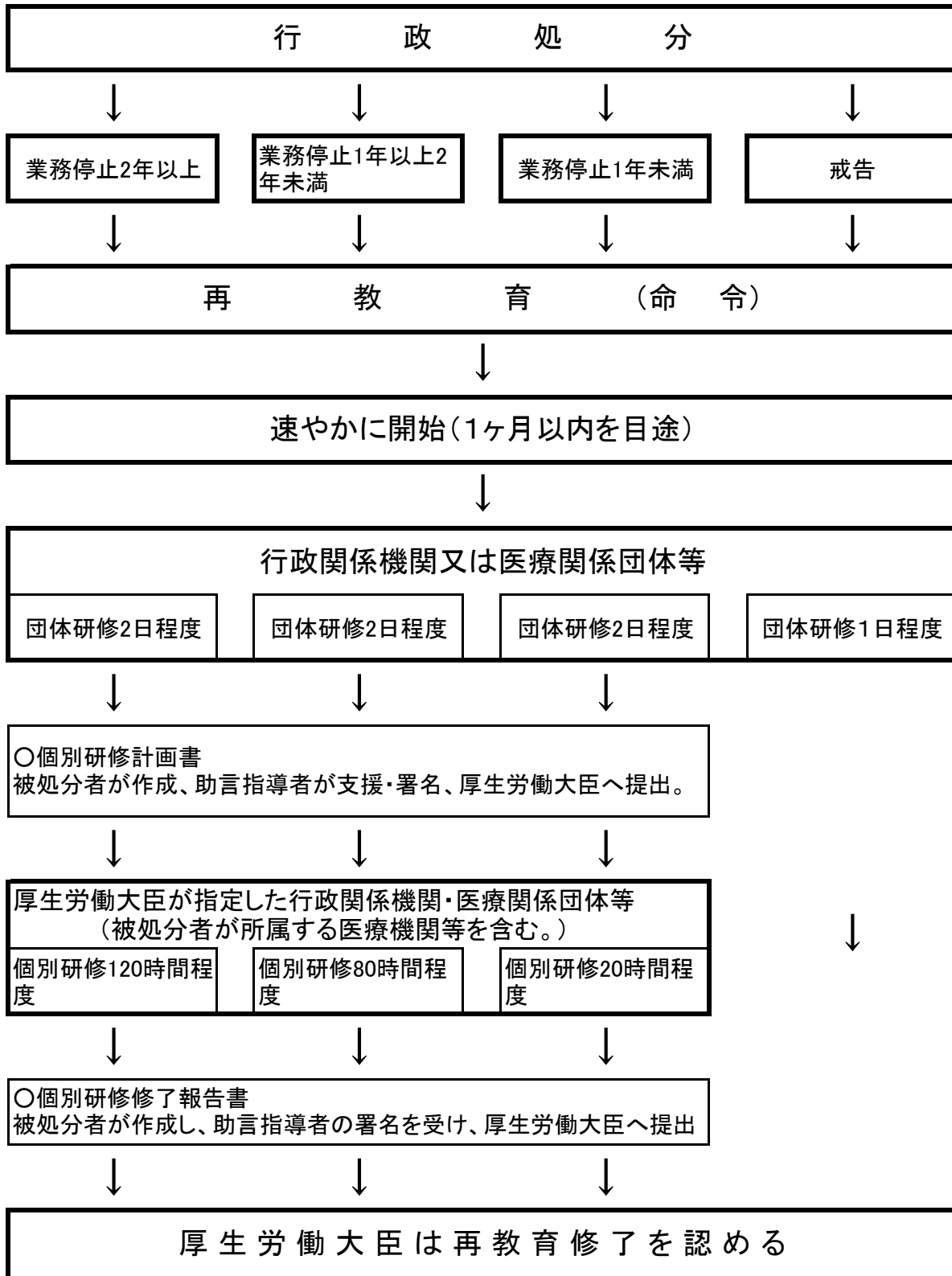
6 再教育修了の評価

- (1) 個別研修の終了後、被処分者は個別研修修了報告書を作成し、助言指導者の署名を受けた上で厚生労働大臣へ提出する。
- (2) 厚生労働大臣は報告書の評価の上研修修了を認める。

7 その他

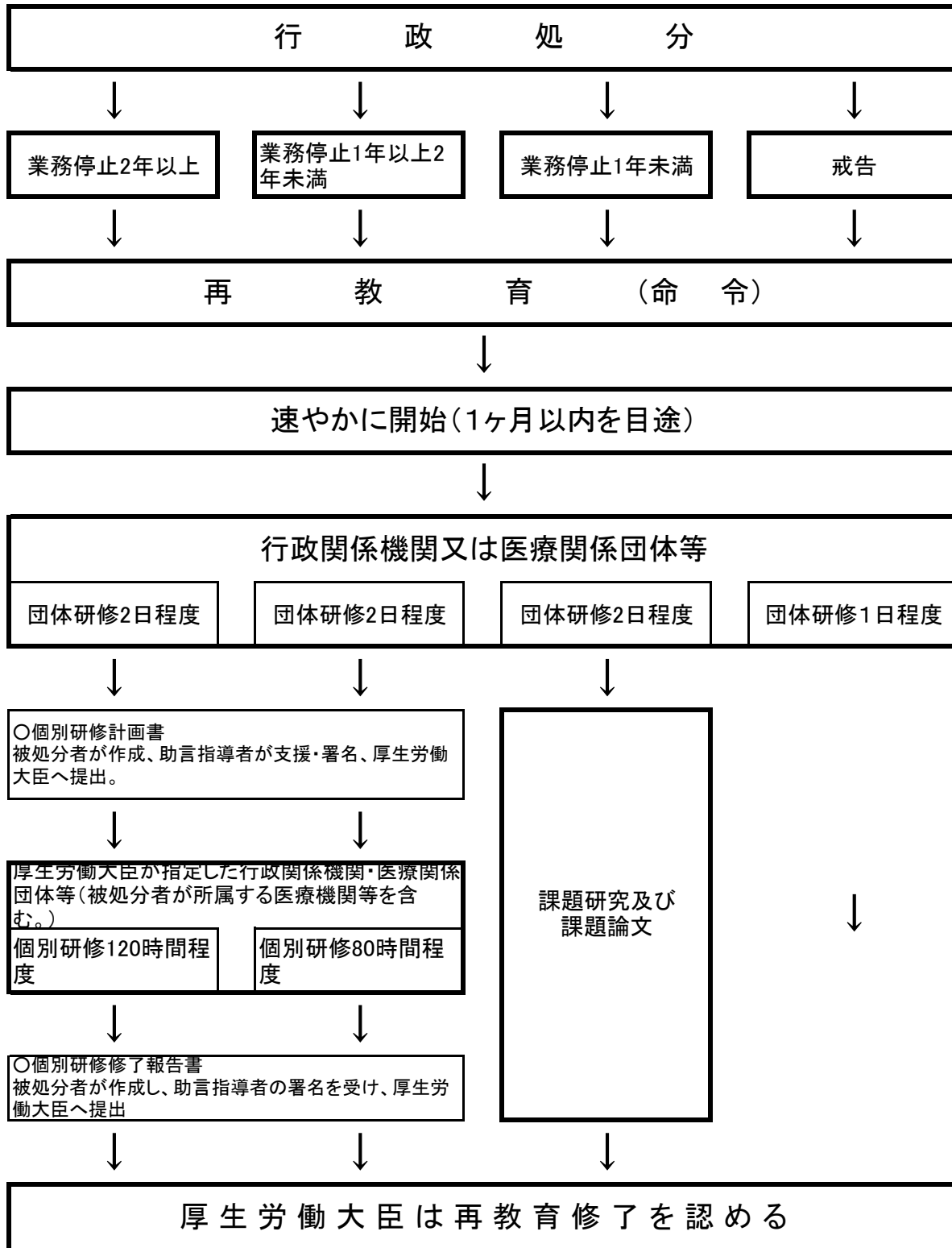
- (1) 再教育の命令を受けた者で、再教育を受けなかった者は、保健師助産師看護師法の規定による罰則（50万円以下の罰金）の対象となる。
- (2) 再教育が未修了の助産師は、助産所の管理者になれない。

行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する 再教育ついて(案1)



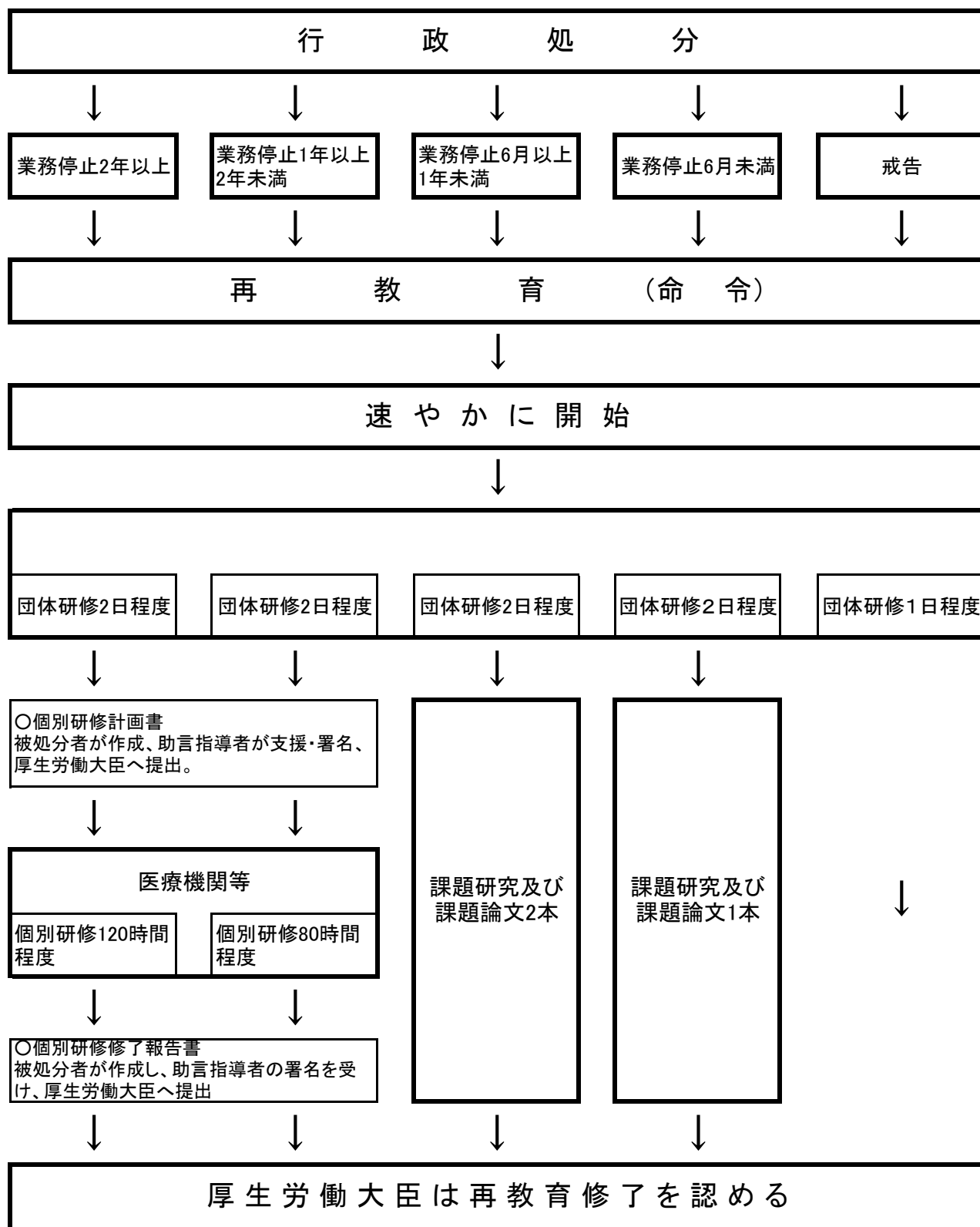
※ 刑事処分が執行されている最中の者の再教育は、当該処分終了後に実施する。

行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する 再教育について(案2)



※ 刑事処分が執行されている最中の者の再教育は、当該処分終了後に実施する。

行政処分を受けた医師・歯科医師に対する再教育について(参考)



※ 刑事処分が執行されている最中の者の再教育は、当該処分終了後に実施する。

行政処分を受けた保健師助産師看護師に対する再教育制度の概要 (案1)

再教育の種類

- ・ 対象者全員に対して行う団体研修
- ・ 一定期間以上臨床現場を離れる者に対して行う個別研修

【処分内容と再教育の種類】

- ・ 戒告・・・団体研修1日程度
- ・ 業務停止1年未満
団体研修2日＋個別研修(20時間程度)
- ・ 業務停止1年以上2年未満
団体研修2日＋個別研修(80時間程度)
- ・ 業務停止2年以上
団体研修2日＋個別研修(120時間程度)

再教育の内容

1. 団体研修

① 1日目(対象者全員)

- ・ 医療関係の法令遵守及び職業倫理
- ・ 医療事故の予防に関する取り組み

② 2日目(業務停止処分以上の者)

- ・ 医療事故後の対応
- ・ 安全管理のための方策
- ・ 患者とのコミュニケーション

2. 個別研修

見学やシミュレーター等を用いた研修の他、被処分者の処分事由に応じた研修を実施する。

行政処分を受けた保健師助産師看護師に対する再教育制度の概要 (案2)

再教育の種類

- ・ 対象者全員に対して行う団体研修
- ・ 一定期間以上臨床現場を離れる者に対して行う個別研修

【処分内容と再教育の種類】

- ・ 戒告・・・団体研修1日程度
- ・ 業務停止1年未満
団体研修2日＋課題研究及び課題論文
- ・ 業務停止1年以上2年未満
団体研修2日＋個別研修(80時間程度)
- ・ 業務停止2年以上
団体研修2日＋個別研修(120時間程度)

再教育の内容

1. 団体研修

① 1日目(対象者全員)

- ・ 医療関係の法令遵守及び職業倫理
- ・ 医療事故の予防に関する取り組み

② 2日目(業務停止処分以上の者)

- ・ 医療事故後の対応
- ・ 安全管理のための方策
- ・ 患者とのコミュニケーション

2. 個別研修

見学やシミュレーター等を用いた研修の他、被処分者の処分事由に応じた研修を実施する。